

林道事業の概要

愛知県は、県土の約40%が森林に覆われています。この森林を適切に整備するために欠かせないのが、森林にアクセスするための道である**林道**です。

林道がなかったら



森林の整備をしたいけど、道がなくて目的地にいけない...

森林施業の生産性を向上させたり、生産コストを低減したい...

いつも移動に使っている県道が台風による被害で通れなくなってしまった... 街に行くのにかなり時間がかかる...

林道があれば



森林整備をできる範囲が広がり、木材などの持続的な供給ができるようになる！
適切な森林整備をすることで、土砂災害の防止や地球温暖化防止などの効果も！

大型機械が森林に進入できるようになり、生産性向上、生産コスト低減につながる！

生活道や災害時の迂回路・代替路としても使える！

森林作業道



林道事業の種類

林道開設事業

森林の管理、森林経営、生活環境の整備等のため、新たに林道を開設します。
開設は県及び市町村が行い、市町村等の管理主体に引き渡し、維持管理を行っています。

主な採択要件 林道の開設により整備できるようになる森林の面積が10ha以上であることなど



林道改良事業

既設林道の通行安全性や輸送力の向上を図るため、法面の保護等を行います。

主な採択要件 1箇所の事業費が10万円以上であることなど



林道舗装事業

既設林道の通行安全性の向上のため、舗装を行います。

主な採択要件 1箇所の事業費が50万円以上であることなど



災害復旧事業

大雨等により法面や路肩が崩れるなどした林道の復旧を行います。

主な採択要件 最大24時間雨量80mm以上か、最大1時間雨量20mm以上により被災した林道であることなど



各事業の詳細については、県農林水産事務所担当者または市町村担当者にお尋ねください。

林道事業実施の流れ

